

学生の駐車違反者等に対する懲戒要項

- 1 愛知医科大学学生の自動車による通学及び駐車に関する規程第15条の2の規定に該当した者の懲戒については、この要項の定めるところによる。
- 2 初めて違反した者には、学生部長又は教務学生部長が嚴重に注意し、誓約書を提出させる。
- 3 前項による処分を受けた者が再び違反した場合は、学生部長又は教務学生部長が当該違反者から謝罪文書を提出させるとともに、父兄に対し、今後違反したときは懲戒処分となる旨の警告文書を送付する。
- 4 前項による処分を受けた者が、当該違反行為をした日から1年以内に更に違反した場合は、愛知医科大学学則に基づき、訓告又は停学処分とする。

附 則

この要項は、昭和58年10月27日から施行する。

附 則（昭和61年3月13日一部改正）

この改正は、昭和61年3月13日から施行する。

附 則（昭和63年7月14日一部改正）

この改正は、昭和63年7月14日から施行する。

附 則（令和2年4月1日一部改正）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。